

委員提出資料

木戸 啓子委員 提出資料	· · · · ·	P 1
清水 益治委員 提出資料	· · · · ·	P 3
橋本 真紀委員 提出資料	· · · · ·	P 9
三代川 紀子委員 提出資料	· · · · ·	P 11
村松 幹子委員 提出資料	· · · · ·	P 13

社会保障審議会児童部会保育専門委員会（第7回）委員資料

「協働」について

倉敷市立短期大学 木戸啓子

1 協働について

現行の指針においては、「協働」は、以下の章で記載がある。

第4章「保育の計画及び評価」2. 保育の内容の自己評価 ※解説

第7章「職員の資質向上」1. 職員の資質向上に関する基本的事項（2）職員の共通理解と協働性

「協働」は、職員間の協働性として示されているが、保護者（利用者）との協働や地域における子育て支援の協働として明文化の検討が必要と考える。

2 第6回ヒアリング資料から

(1) 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会

1) 健康および安全について

・食育は、保育士と調理員・栄養士等職員全体が連携・協働して行う保育であることを明記する。

2) 保護者支援について

・子どもの貧困や児童虐待など、子育て家庭が抱える課題が深刻化・多様化し、各種専門機関と連携が必要な場合が増えていることから、専門機関との連携の必要性を保育所保育指針に明記するとともに、その具体的な連携・協働の方策（日頃から関係機関とコミュニケーションを図り、関係性を築く・維持する方策等）について、解説書に明記する。

(2) 社会福祉法人日本保育協会

・乳幼児の成長には家庭での子育ても大切であり、保育所だけが子育てをするのではなく、家庭と協働して子育てをすることが大切であることを強調すべきである。

中間まとめ（案）についての意見

<意見1>

保育所における保育の内容や保育士の業務等に関して、定義を明確にしてもらいたい。
具体的には、「保育の内容」と「保育所保育の内容」とを使い分ける。

<必要性>

1. 現状

児童福祉法で「保育」は、家庭において養護と教育を行うこと（法6条の3）を指す。保育は様々な場で行われている（法6条の3）。保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（法39条）である。

保育所における保育の内容は、児童福祉施設としての運営に関する事項（法45条）の1つである。また、保育所の保育は養護と教育を一体的に行う（省令35条）という特性を持つ。

保育士は、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする（法18条の4）。

これらの条文からは、法レベルでは、保育所における保育は、①家庭に代わり、養護と教育を行うこととなる。また、省令レベルでは、養護と教育は一体的に行うことが求められることとなる。これでは、保育所における保育は、家庭で行う保育と変わらないことになる。

また専門的知識及び技術をもつ保育士が、その知識や技術を発揮するのは、「養護と教育を一体的に行う」とことと、児童の保護者に対する保育に関する指導を行うこととなる。ただし、この指導が、「家庭における保育」に関する指導か、「保育所における保育」に関する指導かについては、言及がない。

2. 問題点

家庭における保育と保育所における保育を明確に区別しない場合、次の3つのケースが想定される。①家庭における保育が保育所における保育を含むケース、②保育所における保育が家庭における保育を含むケース、③家庭における保育と保育所における保育が一部重なるケースの3つである。①の場合は、法的に、保育士の専門性を認めないという問題が生じる。②の場合は、家庭における保育の価値観（以下、保育観）を保育所における保育観が縛ることになるという問題が生じる。③の場合は、重なりの部分を明確にしない限り、上記2つの問題がともに生じることになる。

明確な区別をしないことは、保育士の専門性の乏しさを前面に出すことにつながる。保育士は「専門的知識及び技術をもつ」としているが、何に対する専門的知識及び技術か、「専門的知識及び技術」は発揮されるかどうかが、法レベルではあいまいなまとなる。

<変更によるメリット>

「保育」と「保育所保育」を使い分けることにより、家庭における保育と保育所における保育を区別できる。

喫緊の課題である保育の担い手の確保は、今なお、困難な状況である。これには、保育士の専門性の確立が不十分であることが一因と考えられる（専門性の確立が給与アップにつながる）。「保育」と「保育所保育」を使い分けることにより、保育所における保育士の業務も明確になり、保育士の専門性を確立できる。

<参考>

[児童福祉法]

第六条の三

○ 7 この法律で、一時預かり事業とは、**家庭において保育**（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

○ 9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により**家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児**（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、**家庭的保育者**（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、**家庭的保育者による保育を行う事業**（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）。

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、**家庭的保育者の居宅その他の場所**（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、**家庭的保育者による保育を行う事業**

○ 10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、**保育を行う事業**

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、**保育を行う事業**

○ 11 この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業

○12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

ハ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の厚生労働省令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として厚生労働省令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

○13 この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となつた小学校に就学している児童であつて、疾病にかかつているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

○2 保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。）及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

○2 幼保連携型認定こども園に関しては、この法律に定めるもののほか、認定こども園法の定めるところによる。

第四十五条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

○2 都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 児童福祉施設に配置する従業者及びその員数

- 二 児童福祉施設に係る居室及び病室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であつて児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 三 児童福祉施設の運営に関する事項であつて、**保育所における保育の内容**その他児童（助産施設にあつては、妊娠婦）の適切な処遇の確保及び秘密の保持、妊娠婦の安全の確保並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
 - 4 児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。

[児童福祉施設の設備及び運営に関する基準]

(保育の内容)

第三十五条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、**厚生労働大臣が定める指針に従う。**

(保護者との連絡)

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

<保育士の専門性>

[児童福祉法]

第十八条の四 この法律で、保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。

<意見2>

保育所で学校教育をしない限り、以下の2つの問題が生じることが危惧される。そのため、保育所の3歳以上の幼児にも学校教育を施すことが可能になるように、文部科学省に働きかけをしてもらいたい。

[可能にする方法の例]

- ①特定の条件を満たす保育所保育を学校教育と見なす
 - ・全体の計画+教育課程を作成する
 - ・保育所の施設・設備が幼稚園設置基準以上である
 - ・3歳以上の学級の担任が幼稚園教諭免許を持っている
- ②幼稚園教諭免許を持つ者を当該保育所に派遣し、3歳以上の学級の担任をさせ、全体の計画+教育課程に基づき保育を行う。施設・設備等については近隣の幼稚園を活用する。
- ③保育所から幼稚園に通わせる。
このうち、②③は、就園奨励に相当する。

<現状>

保育所は、学校教育法に基づく学校ではないため、学校教育は行えない。

<問題点>

幼稚園を卒園した子どもも、幼保連携型認定こども園を卒園した子どもも、保育所を修了した子どもも、小学校に入学（就学）する。法的には、幼稚園と幼保連携型認定こども園を卒園した子どもは学校教育を受けており、保育所を修了した子どもは保育しか受けられないことになる。これは、小学校就学の時点でスタートが違うことを意味するものであり、教育基本法第4条に反する。

児童の権利に関する条約第3条に基づくと、保育所で学校教育を行えない責任は、行政当局である文部科学省と厚生労働省にあると推測される。また、ある児童を保育所に入れた責任は、行政当局、すなわち市町村にあると考えられる。市町村がこれを防ぐためには、3歳以上になれば、保育所を退所させ、幼稚園と幼保連携型認定こども園に籍を置かせる必要が出てくる。

先の委員会では、「保育所保育の内容」には、「保育所において3歳以上の幼児を対象に行われる学校教育に基づく幼稚園教育に相当する教育」を含むことを提案した。この意見2は、先の提案を否定するものではなく、前提を確認するものです。

<資料>

[教育基本法]

(教育の機会均等)

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならず、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

[児童の権利に関する条約]

第3条

1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。

2016.5.31.

「保育所保育指針改定に向けた検討課題」に関する意見

— 「総則」の内容について —

関西学院大学

橋本真紀

1. 秘密保持義務の明記

「社会的責任」において「入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱う」ことが定められているが、児童福祉法では保育士には、「秘密保持義務」が規定されている（第18条の22）ことから、「知りえた秘密を適切に取り扱う」とする必要があると考える。秘密保持義務の明記と同時に、虐待等への対応においては、秘密保持義務がある専門職や機関との情報共有が必要であることも併記しておく必要がある。

【参考】

・児童福祉法 第十八条の二十二 保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。

【文例】利用者支援事業実施要綱 5 留意事項 (1)

(前略) 正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。さらに、このことにより、同じく守秘義務が課せられた地域子育て支援拠点や市町村の職員などと情報交換や共有し、連携を図ること。

2. 職員構成の明示

クラスの保育を担う保育士、主任保育士、施設長、その他職員等、保育所の職員構成（職位や職種）を明記する必要がある。現行の保育所保育指針「第7章職員の資質向上」では、一人一人の職員についての資質向上に加え、職員全体の専門性の向上を図るとされている。かつ本検討委員会においても、組織全体の資質向上の必要性とその明示が提案されているところである。一方で、「職員全体」の構成員が明示されていない。また、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」「保育所保育指針」「公定価格の対応について」等に記される保育所組織の構成員は統一されていない。組織的な資質向上の実現を支持するためにも、保育所保育指針に職員構成（職位と職種）、特に保育所の中核的機能である「保育」を担う構成員について明示する必要があると考える（なお、幼稚園、認定こども園幼保連携型に関しては、関連の法律に組織の構成員が規定されている）。

そのうえで施設の運営においては施設長や主任保育士のリーダーシップのもと、また保育実践においては保育士のリーダーシップのもと、保育士と他職種がそれぞれの職種に応じた機能を果たすという、保育所の組織的かつ専門的実践の重要性を明記する必要がある。

【参考】職員の配置にかかわる規定

保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（職員）第33条

公定価格の対応について（平成27年度国家公務員給与改定に伴う公定価格の取扱いについて）

幼稚園 学校教育法 第3章幼稚園（園長、教頭、教諭その他の職員）第27条

認定こども園 就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（職員）第14条

表 関連法令・通知における保育所組織の構成員にかかる規定、記述

	施設長・所長	主任保育士	保育士	その他職員
児童福祉法	第 46 条の 2 児童福祉施設の長の義務	—	第 6 節第 18 条の 4	—
児童福祉法施行規則	第 37 条 児童福祉施設の設置認可の申請 3 の 2 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴		—	—
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第 9 条の 3 懲戒に係る権限の濫用禁止 児童福祉施設の長 第 34 条保育時間において 第 36 条保護者との連絡 保育所の長	—	第 33 条保育士	第 33 条嘱託医 第 33 条調理員 第 32 条 2 (市町村等の)栄養士による必要な配慮が行われること。
公定価格の対応について	所長	主任保育士	保育士	調理員
「厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」 (平成 26 年厚生労働省令第 10 号)				当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限って保育士と見なすことができる。
保育所保育指針	施設長	—	保育士	調理員 「栄養士が配置されている場合には」 「看護師が配置されている場合には」

出典：筆者作成 主な保育所関連法令、通知に記されている保育所職員にかかる規定、記述を抜粋

以上

平成28年 5月31日
三代川 紹子

中間まとめの構成（案）について

・保育所保育指針の対象者は、保育所職員とする

保育所は、保護者とともに築き上げるものだと思う。しかし、保育所保育指針の読み手を保護者も対象にするとなると、文章ひとつにしても書きぶりが変わり、保育士や調理員・看護師等の保育所職員の読み込みが難しくなるのではないかと感じる。また、保育所保育指針は、先ほどの職員が指南すべきものなので、対象は保育所職員になると思う。

・乳児・3歳未満児の保育に関する記載の充実

前回のヒアリングの提案の中にもあったが、「おおむね6か月から1歳3か月」の範囲では、成長・発達が著しい時期であることから、短い期間での記述であると、その月齢時期のおおよその目安になる。もちろん個人差が大きい時期もあるので、そのことも明記する。現指針の発達過程を解説書に移行し、詳しく記載するのはどうか。（小規模保育所等でも、指標になるのでは。）

・保育所における幼児教育の積極的な位置づけについて

乳児・3歳未満児であっても、保育士は教育の視点をもち、関わっている。ということから、幼児だけでなく、乳児・3歳未満児も「教育」の位置づけがあるといいと思う。

また、現指針では、教育に関するねらいおよび内容が、3歳未満児保育を考えた時に読み込みに難しい部分もあるので、3歳未満にも、ねらい・内容・配慮事項（内容の取扱い）の記述があると、指標になり実践に生かしやすいと思う。

さらに、乳幼児に必要な教材の研究についても、積極的に行う。ということを明記する。

（平成28年5月10日 保育専門委員会 全国社会福祉協議会全国保育協議会提出資料より）

・保育所保育指針における「子ども」の表記について

児童福祉法に基づき、「乳児」「幼児」「乳幼児」という表記にする。

保育所保育指針の改定及びその中間とりまとめ（案）に関する意見

村松 幹子

今回の保育所保育指針の改定及びその「中間とりまとめ（案）」に反映すべき事項は以下のとおりです。以下の点を十分に反映し、明記することが必要と考えます。※「中間とりまとめ（案）」の項目に沿っての意見

1 乳児・3歳未満児の保育に関する記載の充実

- (1) 乳児保育においても「教育」があること。
- (2) 主体性を育て、尊重することの重要性。
- (3) 自己肯定感を育てることの重要性。
- (4) 生命の保持や生活リズム・生活習慣の確立の必要性等の養護的視点の記述を充実させ、保護者と共に通の認識のもと、子育て支援を行うこと。

2 保育所における幼児教育の積極的な位置づけ

- (1) 子どもの育つて欲しい姿。
- (2) 各保育所の子どもの育ちに関する記録様式を活用するなどし、個別的な計画を3歳以上児についても作成し、その内容を「保育所児童保育要録」に記載し、小学校との円滑な接続に資すること。

3 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえた健康及び安全の記載の見直し

- (1) 食育は、保育士と調理員・栄養士等職員全体が連携・協働して行う保育であること。
- (2) 時代とともに移り変わる健康上の留意点（予防接種、SIDS、食物アレルギー、離乳食、PM2.5等）に関する情報。

4 保護者・家庭及び地域と連携した子育て支援の必要性

- (1) 解説書に、子どもの貧困や児童虐待などに関して、各種専門機関との具体的な連携・協働の方策やソーシャルワーク支援の方策。
- (2) 保護者の自己決定を促し、尊重する姿勢。

5 職員の資質・専門性の向上

- (1) 解説書に、保育士が遵守すべきものとして全国保育士会が策定した「全国保育士会倫理綱領」を記載。
- (2) 保育に携わる者が、子どもの権利侵害を行わないよう留意すること。
- (3) 保育の質の向上を図るために、研修機会が確保されなければならないこと。

6 その他（全体の構成等について）

- (1) 専門性を有する保育士が、教育的意図を持って保育を行っており、保育所には教育があること。
- (2) 保育所保育指針における「保育課程」は、幼稚園教育要領における「教育課程」、および幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「全体的な計画」と同類のものであること。
- (3) なお、「保育課程」については、幼稚園教育要領の見直し内容を踏まえ、同類であること。
- (4) 保育士以外の資格を有する者が保育に関わる状況を踏まえ、保育士の役割、施設長の役割。

